

阪南市総合計画 後期基本計画策定方針

〔平成29年度～平成33年度〕

平成27年11月

阪南市

1. 計画策定の趣旨

本市では、阪南市自治基本条例第26条に基づき、平成24年に総合計画（平成24年度から平成33年度）を策定し、基本構想に掲げる「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」の実現に向け、前期基本計画に基づき、施策や事業を着実に推進しています。

前期基本計画が平成28年度までの計画であることから、引き続き基本構想の実現に向けてまちづくりを推進するため、前期における成果や課題、前期基本計画策定後の社会情勢の変化や本市状況への対応を踏まえ、次なる5ヵ年（平成29年度から平成33年度）に向けた「総合計画後期基本計画」を策定します。

2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、平成24年度から10年後の将来の都市像や政策の柱のほか、これらを達成するための基本的な方針などを示しています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来の都市像を実現するための施策の体系、施策それぞれがめざす姿や市民、市役所といったまちづくりの主体の役割、施策のめざす姿の達成度を測るための指標などを示しています。計画期間は、社会情勢の変化や本市状況に応じて見直すため、前期計画が平成24年度から平成28年度まで、後期計画が平成29年度から平成33年度までの各5年間としており、今回は、この後期計画を策定します。

(3) 実施計画（行政経営計画）

実施計画は、基本計画で定めた施策を実現するための具体的な事業内容を示すもので、毎年度の予算編成における直接の指針となります。計画期間は3年間とし、毎年度の進行管理および財政見通しを踏まえたうえで見直しています。なお、平成32年度以降については、中期的な見通しが必要であることから向こう3年間を見通しています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
基本構想	10年間									
基本計画	前期 5年間					後期 5年間				
実施計画 (毎年見直し)						3年間			3年間	
							3年間		3年間	
								3年間		
									3年間	

3. 計画策定における視点

少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、社会経済情勢や地域を取り巻く環境は一層激しく変化を続けています。

こうした社会経済情勢の急激な変化等に的確に対応するため、後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画における成果や課題、国・府の動きや社会経済情勢の変化および多様化・高度化する市民ニーズへの対応などを検証するとともに、将来の都市像である「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」の実現に向け、基本構想において分野ごとに定めた7つの基本目標を踏まえ、施策体系の見直しも含めて、次に掲げる5つの視点に基づき計画の策定を進めます。

【基本目標】

- 1 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち〔協働社会分野〕
- 2 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち〔健康・福祉分野〕
- 3 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち〔生活環境分野〕
- 4 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち〔教育・生涯学習分野〕
- 5 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち〔産業分野〕
- 6 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち〔都市基盤分野〕
- 7 持続可能な発展を支える行政経営のまち〔行政経営分野〕

(1) 重点を明確にした計画

限られた財源・人材等を有効に活用し、計画的・効果的な行政経営を図るため、重点を明確にした計画とします。また、平成27年10月に策定した総合戦略との整合性を図ります。

(2) 実効性の高い計画づくり

基本構想の実現に向け、着実に計画を進めることができる実効性の高い計画とします。

(3) 行政評価に対応した計画づくり

より一層の事業選択と集中を図り、効果的な投資と事業効果について評価ができるよう、可能な限り目標を明確化するとともに、施策体系や成果指標の見直しなど、行政評価システムに対応した計画とします。

(4) 市民に分かりやすい計画づくり

市民と行政が共有できる計画とするため、内容や表現を工夫するとともに、市民と行政の共通のまちづくりの目標として指標（目標数値等）を設定するなど、分かりやすく親しみやすい計画とします。

(5) 市民参画による計画づくり

市民と行政がまちづくりの目標を共有することができるよう、前期基本計画と同様に、住民意識調査やパブリック・コメントの実施、有識者等と意見交換を行う懇談会や市民等で構成する総合計画審議会、市民説明会の開催など、市民が参画して策定する計画とします。

4. 策定体制

計画の策定に際しては、庁内組織を設置し、前期基本計画の進捗状況や今後の課題等について整理するとともに、住民意識調査の結果や懇談会などを開催し、阪南市自治基本条例に則り、市民参画・公民協働を基本とした計画を策定します。

(1) 協議機関

① 阪南市総合計画審議会

役割：阪南市総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じて、総合計画（後期基本計画）の策定に関し必要な事項を調査及び審議します。

構成：学識経験のある者：5人以内、公共団体の代表者：9人以内、市民：6人以内
定数：20人以内

(2) 庁内体制

① みらい戦略会議

役割：庁内の最高意思決定機関として、後期基本計画素案及び案の審議・決定を行う。

構成：市長、副市長、教育長、部長職

② 阪南市総合計画後期基本計画策定庁内検討委員会

役割：各部所管事項にかかる現況と課題、今後の方針、具体的な施策・事業等を検討し、後期基本計画素案及び案を策定する。

構成：総務部長、課長職、施設長（幼保除く）

③ 阪南市総合計画後期基本計画策定庁内連絡調整会議（PT）

役割：後期基本計画素案検討・策定のための基礎データの抽出等

構成：みらい戦略室長、主事から課長代理級までの職員 など

④ 事務局

総務部みらい戦略室に設置し、各種調整等を行います。

(3) 市民参画等

前期基本計画と同様に、市民協働による計画づくりとするため、様々な手法により多くの市民の意見聴取と参加に努めます。

① 審議会への委員の公募

市民が総合計画の策定に参画できる機会を確保するため、総合計画審議会の委員6人以内で市民公募します。

② 基礎調査

広く住民の意見、提案などを聞き取り計画に反映するため、総合戦略の策定に係る基礎調査として、平成27年5～7月に実施した以下の調査結果を活用します。

㊦ 住民意識調査

[対象]：16歳以上の住民3,400人

㊧ 結婚・出産・子育てに関する意識調査

[対象]：18歳～49歳の住民1,600人

㊨ 定住移住に関する意識調査

[対象]：阪南市に転入から3年未満の住民1,000人

㊩ 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況調査

[対象]：16歳～22歳の住民500人

㊪ 中学生アンケート

[対象]：阪南市立中学校3年生

㊫ 雇用動向等アンケート

[対象]：阪南市商工会会員企業

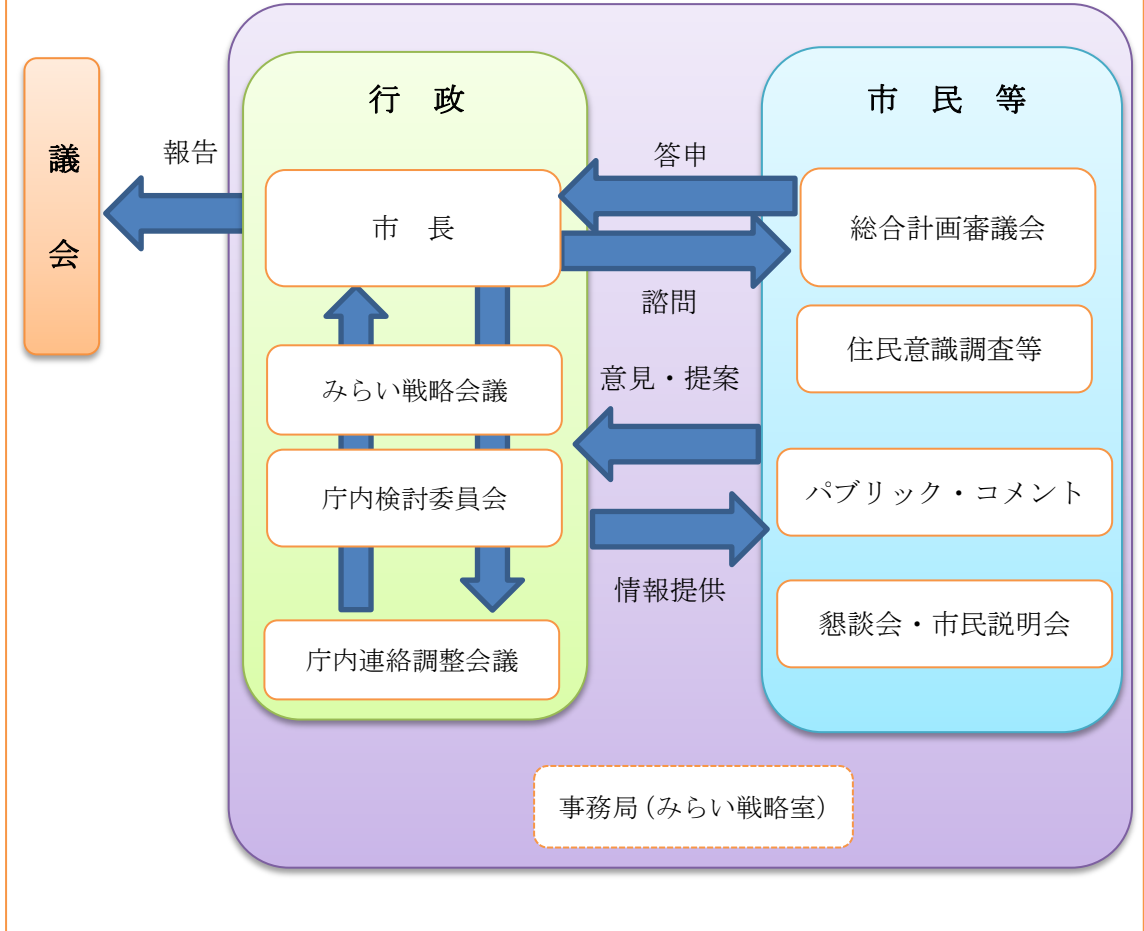
③ パブリック・コメントの実施

後期基本計画は、阪南市市民参画手続条例第8条第1号に定める「市の基本構想及びこれの実現のための基本計画の策定」であることから、計画を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、後期基本計画案について広く意見を募集するため、本条例に基づき、パブリック・コメントを実施します。

④ 懇談会（有識者等）・市民説明会

有識者等と意見交換を行う懇談会や市民説明会を実施します。

[策定体制のイメージ図]



5. 主な策定スケジュール（案）

年度	主な実施内容
平成27年度 11月～	<p>後期基本計画策定方針</p> <p>庁内検討委員会の設置</p> <p>庁内連絡調整会議の設置</p> <p>後期基本計画（骨子）</p>
平成28年度 4月～5月	<p>懇談会（有識者等）</p> <p>後期基本計画（素案）</p>
6月～10月	<p>総合計画審議会（5回程度）</p> <p>後期基本計画（案）</p> <p>市民説明会</p> <p>パブリック・コメント</p>
12月	<p>議会報告</p>
平成29年度	<p>後期基本計画スタート</p>



阪南市総合計画後期基本計画策定方針
(平成27年11月)

阪南市 総務部 みらい戦略室
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1
TEL: 072-471-5678
FAX: 072-473-3504
メール: mirai@city.hannan.lg.jp